

愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画の概要

<p>趣旨</p>	<p>これまでの環境保全型農業（※）の広域的な定着に向けた取組や、環境保全や農産物の安全確保のため「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」の作成、平成 18 年 10 月に開催した「人と環境にやさしい農業推進県民大会」において生産・流通・消費のコミュニケーションを深めて、安心と信頼の関係を築くことを目指した「大会宣言」を採択したことなどを踏まえて、本県の農業全体をより一層環境と安全に配慮したものとするを旨として、県、市町村及び関係団体が一体となった取組を推進する。</p> <p>※環境保全型農業：「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のこと。</p>
<p>目標</p>	<p>① 平成 23 年までに化学肥料、化学合成農薬の使用量を平成 18 年度を基準として概ね 10%削減する。</p> <p>② 平成 23 年度までに、エコファーマーを 4, 5 0 0 人育成する。</p> <p>③ 平成 23 年度までに、国及び県が関与して産地改革に取り組む主要な産地等について G A P 手法（※）の導入を図る。</p> <p>※ G A P 手法：(Good Agricultural Practice) 農業者自らが、(1)生産工程の中で環境や安全に配慮するために注意しなければならない項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のこと。</p>
<p>推進方策</p>	<p>○肥料、有機資材等の適正な利用 県施肥基準の遵守、施肥方法の改善、土壌診断に基づく施肥の推進、有機資材の適正な利用、重金属汚染の防止</p> <p>○農薬の適切な使用と総合的病害虫・雑草管理技術の普及推進 農薬の適切な使用の推進、悲惨防止対策の推進、総合的病害虫・雑草管理技術の確立と普及推進</p> <p>○農業用使用済プラスチックの適正処理と排出量の抑制</p> <p>○省エネルギー等の取組による温室効果ガスの発生抑制</p> <p>○生産者と消費者・流通関係者の相互理解の促進</p> <p>○環境と安全に配慮した農業生産技術の開発 安全な農作物を生産する技術の開発、環境に負担をかけない農作物生産技術の開発、家畜ふん尿の処理・利用技術の開発、農業の多面的機能の維持増進技術の開発、省エネルギー・省資源・リサイクル技術の開発</p>